

森林資源管理のみらいチャレンジ研究会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、森林資源管理のみらいチャレンジ研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、デジタル情報を活用した効率的かつ精度の高い森林資源管理手法の実用化に向けた実証に取り組み、森林資源管理のスマート化を推進するとともに、その普及により、林業の成長産業化や森林資源管理の高度化に幅広く貢献していくことを目的とする。

(研究会の活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 森林資源管理のスマート化に関する情報収集
- (2) 森林資源管理のスマート化に資する実証プロジェクトの実施
- (3) 本会の活動成果に関する情報発信及び普及啓発
- (4) 本会の目的を達するために必要なその他の活動

第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、近畿中国森林管理局（以下「局」という。）、局と連携協力協定を締結している研究機関（以下「協定研究機関」という。）及び公募による一般会員とする。

- 2 本会の一般会員となれる者は、企業、研究機関、地方公共団体及びその他法人格を有する団体とする。
- 3 一般会員は、本会の目的に賛同し、本会の活動に無償で参加できる者とする。
- 4 本会の入会金及び会費は、無料とする。

(一般会員の入会及び退会)

第5条 入会は、入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得て行うものとする。

- 2 退会は、自由にできるものとし、退会届出書を事務局に提出して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する会員については、会長の承認を得て退会させることができる。

- (1) 会員が本規約に違反し、又は本会の目的に反する行為を行った場合
- (2) 会員が本会の名誉を毀損し、又は本会若しくは会員の活動に支障を与えた場

合

(3) 入会申込時の誓約が虚偽であった場合又は誓約した事項のいずれかに反した場合

(会長及び副会長)

第6条 会長は近畿中国森林管理局長とし、本会の会務を総括する。

2 副会長は近畿中国森林管理局次長とし、会長を補佐し、会長不在時において会長を代行する。

(運営委員会)

第7条 本会の適正かつ円滑な運営を図るため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、次の事項について審議を行うものとする。

(1) 本会の運営方針に関する事項

(2) 全体会議（全会員を対象とする会議）の開催に関する事項

(3) 実証プロジェクトの実施に関する事項

(4) 知的財産の取扱いに関する事項

(5) その他本会の運営に必要な事項

3 運営委員会の委員は局及び協定研究機関に所属する者で構成するものとし、委員長は（国研）森林研究・整備機構 森林総合研究所 関西支所長とし、副委員長は近畿中国森林管理局計画保全部長とする。

4 協定研究機関は、運営委員として1名を推薦するものとする。

5 運営委員会は、専門的な見地から助言を得るため、会員外を含め会長が認めた者をアドバイザーとすることができる。

(事務局)

第8条 本会の総務、会員の情報共有・調整、広報等の事務を処理するため、近畿中国森林管理局計画保全部計画課に事務局を置く。

2 事務局長は、近畿中国森林管理局計画保全部計画課長とする。

第3章 実証プロジェクトの実施

(実証プロジェクトチーム)

第9条 本会は、実証すべきテーマを設定し、各テーマに実証プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置するものとする。

2 実証すべきテーマ及びチームを構成する会員（以下「構成員」という。）は、会員の参加希望を踏まえ、運営委員会で決定する。

3 構成員の互選により当該チームの代表となる会員（以下「代表者」という。）を定め、代表者は実証プロジェクトの総括及び運営委員会との調整を行う。

(実証プロジェクトの実施)

第10条 実証プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）は、原則として局管内の国有林及び構成員が所有する森林（以下「試験地」という。）で行うものとし、構成員は試験地や森林現況情報等の提供について協力するものとする。

- 2 試験地は、構成員の希望を踏まえ、運営委員会が指定する。
- 3 原則としてプロジェクトは2年以内に終了するものとする。実施期間を延長する必要があると会長が認めるときは、チームと運営委員会が協議を行い、延長期間を決定するものとする。
- 4 プロジェクトの実施に必要な費用及び資機材は、原則として構成員が無償で提供するものとする。

(実施に係る手続等)

第11条 プロジェクトにおける試験地での施設の設置、立木の伐採、土地の改変、UAVの飛行などに必要な法令等に基づく手続については、局（森林管理署、森林管理事務所を含む。）又は当該試験地を所有する構成員が行うものとする。

- 2 前項の行為に係る原状回復等については、原則として当該チームが行うものとする。

(産物の帰属)

第12条 プロジェクトの実施により試験地から発生した丸太等の産物に係る所有権については、局管内の国有林を試験地とした場合は局に帰属し、その他の会員の所有する森林を試験地とした場合は当該会員が決定するものとする。

(労働安全衛生の遵守)

第13条 構成員は、プロジェクトの実施に当たっては、労働安全に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守し、労働安全衛生の確保に努めなければならない。

(事故の責任等)

第14条 プロジェクトの実施中に発生した事故等に関しては、原則として当該チームがその責任を負う。

第4章 知的財産等

(情報の取扱い)

第15条 会員は、本会の活動に関連して得た情報を運営委員会の了承を得ずに本会の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。なお、退会した後においても同様とする。

- 2 会員は、本会の活動において、各自が保有する秘密情報の開示及び受領を原則として行わない。秘密情報を取り扱う必要が生じた場合には、当事者間で秘密保持契約を別途締結するものとする。
- 3 秘密保持契約を締結している秘密情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員から求められた場合に開示しなければならない。

(知的財産の取扱い)

第16条 会員は、プロジェクトに参加させようとする自らの社員等（以下「プロジェクト参加者」という。）との間において、当該プロジェクトを実施することによって生じた特許権等の知的財産権を当該会員が承継する旨の契約（以下「承継契約」という。）をあらかじめ締結し、又はその旨を規定した職務発明規程等（以下「承継規程」という。）をあらかじめ定めなければならない。ただし、会員がプロジェクト参加者との間で承継契約を既に締結しており、又は承継規程を既に定めている場合であって、当該契約又は規程が当該プロジェクトに適用されるときはこの限りでない。

- 2 会員は、本会の活動により生じた知的財産について特許等を出願する場合は、事前に運営委員会へその旨を通知するものとする。

(成果の公表)

第17条 本会の活動による成果については、個人情報に関わるものを除き、当該成果に関わる会員の了承を得た上で、局のホームページ等において公表するものとする。

- 2 会員は、本会の活動による成果であって前項の公表を行っていないものを公表しようとする場合には、事前に当該成果に関わる会員及び運営委員会の了承を得るものとする。

(雑則)

第18条 この規約に定める事項のほか、本会の活動に関し必要な事項は、運営委員会で審議し、会長が決定する。

附 則

本規約は、令和2年9月25日より施行する。